

2016年11月22日

遠藤学長

## 組合との合意に達した月例給と期末・勤勉手当 の改善について早急に実施してください

富山大学教職員組合

教職員のみなさん

組合は、10月25日と11月18日の2度にわたって、法人側からの、8月の人事院勧告に準拠した給与等の改定提案について団体交渉を行いました。法人側は、遠藤学長の委任を受けて、神田和明総務担当理事が対応しました。①月例給の平均0.2%の引き上げ（4月1日遡及）（昨年度からの平均2%の俸給表の引き下げに対するH30.3までの経過措置として現給保障中のため、この月例給の引き上げは、大部分の人にとっては支払い給与の増額にはなりません）と、②期末・勤勉手当0.1月分引き上げという給与の改善提案については、10月25日の第1回交渉で組合は同意しました。

それに対して、③来年度からの段階的な配偶者扶養手当の半減・子ども手当の増額については、組合は、「不利益変更であり、認められない」と主張し、11月18日の第2回交渉でも合意にいたらず、引き続き交渉することになっています。

配偶者扶養手当の削減（13000円→10000円→6500円）と子ども扶養手当の増額（6500円→8000円→10000円）を組み合わせた提案で、ケースによって、現行より扶養手当が減額する場合と増額する場合が出てくるのですが、配偶者扶養手当をもらっている人の場合は、子ども扶養手当の増額が一時的に上回る場合でも、子どもはやがて扶養から外れるので、長期的には減額になります。扶養手当をもらっている職員の中で配偶者扶養手当をもらっている人は、約63%いますので、全体としては不利益を被る職員が多数となるので、組合は反対しています。

国立大学法人の職員の給与は、「国家公務員の給与等」とともに「民間企業の従業員の給与等」も考慮して定めることになっていますが、人事院の調査では、67%の民間企業で配偶者手当は維持されており、民間では、配偶者手当の見直し・廃止はまだ少数にとどまっています。私立大学でも、配偶者手当の見直しの動きはまだ一部にとどまっています。したがって、組合は、来年度は、配偶者手当は現状維持とし、民間や私大の状況を見ながら引き続き検討することを提案しています。

11月18日の第2回交渉では、さらに継続交渉となりましたが、法人側は、①、②、③の項目の交渉がすべて妥結するまで、すでに合意に達している①月例給の引き上げと②期末・勤勉手当の引き上げについても実施しないと主張しました。組合は、③配偶者扶養手当の削減は来年度からなので、①月例給引き上げと②期末・勤勉手当引き上げは先行して実施するよう要求しましたが、法人側は「3つはパッケージだ」と主張して譲りませんでした。したがって、国家公務員並の12月の支給が危ぶまれています。

組合と合意した①月例給引き上げと②期末・勤勉手当引き上げの早急な実施を引き続き要求していきます。